

制限付一般競争入札について

建設工事に係る制限付一般競争入札の参加希望者を次のとおり公募する。

令和7年7月25日

士別市長 渡 辺 英 次

1. 入札に付する工事の内容

- (1) 工事番号 51号
- (2) 工 事 名 黄金沢橋長寿命化工事
- (3) 工事場所 上士別町
- (4) 工 期 契約締結の日から令和7年12月1日まで
- (5) 工事概要 橋梁補修 一式
- (6) 予定価格 事後公表とする。

2. 入札参加資格要件等

- (1) 入札参加希望者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - ア 令和7・令和8年度士別市建設工事等入札参加資格者名簿の「土木工事」の「A等級」に格付けされている者で道内に本店又は建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を得た営業所等を有する者とする。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされているものについては、手続開始後の士別市競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
  - エ 本工事の入札執行の日までの間に、士別市競争入札参加資格及び指名基準に関する要綱（平成17年9月1日告示第6号）に基づく指名停止を受けてない者であること。（指名停止を受けたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）
  - オ 本工事の入札に参加しようとする者及び本工事に係る設計業務等の受託者との間に、次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
    - ①資本関係  
次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。
      - (a)親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
      - (b)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
    - ②人的関係  
次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。
      - (a)一方の会社の取締役等が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合
      - (b)一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合
    - ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
上記の①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- カ 主任技術者として、「土木工事」に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する自社の技術者を工事現場に配置できる者であること。
- キ 対象業者は単体企業のみとする。
- ク 本工事請負契約締結後に、当該工事に係る附帯工事が発生した場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定に基づく別途工事請負契約を受託することができる者であること。
- ケ 令和7年7月8日に執行した工事番号25号「黄金沢橋長寿命化工事」の入札に参加していない者であること。

3. 入札の参加申請

- (1) 申請書等  
入札の参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。
  - ア 制限付一般競争入札参加申請書（2部）  
※1部は、收受印を押印した後返却する。
  - イ 配置予定技術者調書
  - ウ 配置予定技術者の資格者証の写し（1部）
  - エ 類似工事施工実績調書  
※類似工事とは、同規模の橋梁長寿命化工事をいう。
  - オ 実績を証明する書面（過去10年以内の実績）（1部）
- (2) 申請書の入手方法  
士別市のホームページにおいてダウンロードできる。
- (3) 受付期間  
公告の日から令和7年8月18日（月）までの午前9時00分から午後4時00分までとする。ただし土曜日、日曜日及び祝祭日を除くものとする。
- (4) 受付場所

- 士別市東6条4丁目1番地 士別市総務部財政課
- (5) 提出方法  
持参提出とすること（郵送又は電送によるものは受け付けない。）
- (6) 入札参加資格の確認  
申請書等を受理した者のうち入札参加資格のない者には、**令和7年8月22日（金）まで**にその理由を記載した文書により通知する。
4. 設計図書の閲覧等
- (1) 閲覧期間及び時間  
**公告の日から令和7年8月25日（月）まで**の土曜日・日曜日及び祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 閲覧場所  
士別市役所工事閲覧室（2階）
- (3) 設計図書に対する質問  
ア 所定又は任意の質疑書により総務部財政課契約管財係へ持参提出すること。  
イ 質疑書は、閲覧期間の翌日から、**令和7年8月20日（水）**までの受付を原則とする。なお、受付期間後に質疑が生じた場合は、総務部契約管財係へ連絡すること。  
ウ 質疑書への回答は、受付後3日以内（土曜日・日曜日及び祝祭日を除く）を前提に随時回答する。ただし、回答に時間を要する場合はこの限りではない。  
エ 質疑及び回答内容は、当該入札参加申請業者に文書で通知する。
5. 入札の執行日時及び場所
- (1) **日時：令和7年8月26日（火）午前9時30分**  
(2) **場所：士別市役所 会議室201**
6. 入札方法等
- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の**100分の10**に相当する額を加算した金額（1円未満切捨）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の**110分の100**に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 郵便による入札は認めない。
- (3) 開札の結果、落札に至らない場合は直ちに初度の入札参加者で再度入札を行うことができるが、この場合の再度入札の回数は原則1回とする。ただし、初度の入札における最低入札価格が予定価格を著しく超える場合は、入札執行者の決定するところにより再度入札を執行せずに当該入札を打ち切り、再度公告入札を行うことができるものとする。
- (4) 再度入札によってもなお落札者がいないときは原則当該入札を打ち切り、再度公告入札を行う。ただし、当該入札における予定価格と最低入札価格との開差から、随意契約が可能と認めることができる範囲内の場合は、最低価格の入札者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約できるものとする。
- (5) 当該入札においては、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用し調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札者の決定を保留し、低入札価格調査委員会の審査を受けた後決定する。
7. 入札保証金  
免除する。
8. 契約保証金  
当該契約の締結に際し士別市契約事務に関する規則第27条第1項に基づき、契約金額の**100分の10**以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当した場合は免除する。  
(1) 金融機関との間に履行保証の委託契約を締結し、その保証書を提出したとき。  
(2) 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、保険証書を提出したとき。  
(3) 委託保険会社との間に、履行保証契約を締結し、保証証券を提出したとき。  
(4) 共同企業体
9. 契約書作成の要否  
必要とする。
10. 支払条件
- |                  |          |                 |
|------------------|----------|-----------------|
| (1) <b>前金払</b>   | <b>有</b> | ・ 契約金額の4割以内とする。 |
| (2) <b>中間前金払</b> | <b>有</b> | ・ 契約金額の2割以内とする。 |
| (3) <b>部分払金</b>  | <b>無</b> |                 |
11. 入札の中止等  
入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事の入札を延期又は中止することがある。
12. 再資源化に要する費用  
本工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事である場合は、再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積った上で入札をおこなうこと。
13. 入札の無効  
公示した入札参加希望者の要件に該当しない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札、士別市建設工事競争入札心得において示した入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

14. その他

- (1) 入札参加者は、士別市契約事務に関する規則、士別市建設工事競争入札心得その他関係法令等を遵守すること。
- (2) 建設工事等発注計画は市ホームページで公開していますのでご参照下さい。(発注時期、概算額等)
- (3) 不明な点については、士別市総務部財政課契約担当(電話0165-26-7785)に照会のこと
- (4) 本工事の設計にかかる労務単価の取り扱いについては、「**令和7年3月**から適用する公共工事設計労務単価について」を参考に積算して下さい。